

## 大玉村法定外予防接種の公費助成についてのお知らせ

村では、村内に住所を有する小児の感染症予防対策として、次のワクチンの接種を行政措置として行う法定外の予防接種と位置づけ、費用を助成いたします。

### おたふくかぜについて

おたふくかぜはムンプスウイルスの飛沫感染後、増殖したウイルスが全身に広がり、各臓器に病変を起こします。潜伏期間は2～3週間です。伝染期間は発病数日前から主要症状が消退するまでです。主要症状は耳下腺の腫脹・疼痛と発熱です。顎下腺、舌下腺が腫脹することもあります。年長児や成人が罹患すると、症状が重くなり、合併症の頻度も高くなります。

### ◎おたふくかぜワクチンについて

ムンプスウイルスを弱毒化した生ワクチンです。発病防止の有効率は約90%です。

### ◎対象年齢及び受け方などについて

- ① 対象者は、1歳以上未就学のお子さんで、おたふくかぜにかかったことがないお子さんです。（感染のピークとなる3歳より前に接種することが勧められます。）
- ② ワクチン接種後、他のワクチンを接種する場合には、4週間以上の間隔をあける必要があります。

### ◎助成回数・助成額について

1人1回のみ助成します。（助成額は上限あり。）

※大玉村に転入された方で、転入する前の自治体で助成を受けていた場合でも、1回のみ村から助成が受けられます。

（裏面あり）

### 申込み方法など

- ① 保健課保健係（保健センター内）へ申込み、予診票などの交付を受けてください。  
受付時間 8：30～17：15（土日及び祝日を除く）  
※母子健康手帳を持参してください。
- ② 事前に医療機関に予約をしてからお受けください。
- ③ 村が指定した医療機関については、別紙実施医療機関をご覧ください。

### 接種する時に持参するもの

- ① 村から交付を受けた「予診票」
- ② 母子健康手帳
- ③ 接種するお子さんの住所が確認できる書類（乳幼児医療受給者証（社会保険の場合）、マイナ保険証など）  
※ただし、村が指定した医療機関以外で接種する場合は、申請時に依頼書の交付を受け、医療機関に持参してください。

### 予防接種費用について

- ① 安達管内で接種できる医療機関は別紙のとおりとなり、窓口負担はありません。
- ② 安達管外の医療機関（医療機関により料金が異なります。）がかかりつけ医等である場合は、接種費用の全額を医療機関窓口で支払い、後日、償還払いの請求手続きが必要となります。

【問合せ先 保健課保健係（保健センター内） 電話 0243-24-8114】